

平成17年（行ウ）第157号、184号乃至第191号 国籍確認請求事件

2005年11月18日

原告準備書面2

原告

外8名

被告 国

東京地方裁判所 民事第38部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 張 學 鍊

弁護士 金 竜 介

弁護士 西 田 美 樹

弁護士 濱 野 泰 嘉

弁護士 細 田 は づ き

弁護士 山 口 元 一

記

第1 答弁書第3・3項に対する認否反論

1 3項(1)について

法3条1項は、「…法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得する

ことができる。」と定める。この届出手続について、規則1条4項は届出書に記載すべき3つの事項を列記する。本件で問題となるのはこのうち3号の「国籍を取得すべき事由」である。

法3条1項の定める準正要件のうち両親の婚姻を子の国籍取得の要件とすることが憲法14条違反であり、かつ同規定の合憲限定解釈によって「婚姻」要件のみを無効とすることとなるならば、上記規則1条4項3号の「国籍を取得すべき事由」としては日本国籍を有する父による認知の事実の記載を以て足りることとなる。またそれを証する書類としても、父による認知が記載された戸籍謄本を添付することを以て足りることとなる。

したがって、法3条1項の準正要件のうち両親の婚姻の要件が違憲無効であるならば、日本人父の認知を以て法3条1項の国籍取得要件を充足することになるのであるから、届出書には認知の事実を記載し、かつこれを証する日本人父の戸籍謄本その他の書類を添付することによって適法な届出となるものである。

2 3項(2)について

原告[]及び原告[]以外の原告の国籍取得届出においては、「国籍を取得すべき事由」として日本人父から認知された事実を記載し、かつそれを証する書類として日本人父の認知の事実が記載された戸籍謄本を提出した。その余は規則1条が規定する要件を全て充足している。

そして、法3条1項が子の国籍取得の要件として準正すなわち日本人父の認知に加え両親の婚姻を要求している点は憲法14条に反し違憲であり、かつ上記婚姻要件は無効であると言ふべきであるから、原告[]及び原告[]以外の原告は適法に作成されかつ必要な証明書類を添付した届出書を各法務局において担当者に提出し、担当者はこれらの書類を受領したものであるから、法3条1項の届出が適法に行われたものである。

3 3項(3)について

- (1) 原告[]及び原告[]が国籍取得届出書原本を法務局に提出しなかったとの点は認める。但し、その経緯についての被告の主張は否認する。
- (2) 原告[]は、3月9日に親権者母とともに弁護士を伴って千葉地方法務

局館山支局に出頭し、対応した支局長に対し、国籍取得届出を行いたい旨を申し出た。支局長が「両親の婚姻がない」ことを理由に受理はできないと回答した。これに対し同行した弁護士が、受理伺いなどの形でいったん受付をした上で後日不受理とするという扱いもある、現に東京や神奈川ではそのような扱いが行われた旨を申し述べ、重ねて届出書の受領を要請した。これに対して上記支局長は、そのような扱いをするところもあるかも知れないが、当支局としては書類を受領し後日不受理とすることもできない、と返答した。そのため原告、親権者及び同行した弁護士は、これ以上交渉を継続しても書類を受領させることは不可能であると考え、やむなく届出書の提出を断念し、届出書のコピーを交付して退出した。

(3) 原告■■■■■は、2月25日に、親権者母とともに弁護士を伴って埼玉地方裁判所越谷支局に出頭し、対応した職員に対し、国籍取得届出を行いたい旨を申し出た。これに対し職員は、「両親の婚姻がない」ことを理由に受理はできない旨回答した。これに対し同行した弁護士が、同行した趣旨を説明して重ねて国籍取得届出書及び証明書類の受領を求め、かつ受理ができないのであれば不受理通知を発行して欲しい旨申し述べたところ、職員は書類を受領することもできないし後日不受理通知を発するという処理もできない旨返答した。そのため原告、親権者及び同行した弁護士は、これ以上交渉を継続しても書類を受領させることは不可能であると考え、やむなく届出書の提出を断念して退出した。

(4) 以上の通り、原告■■■■■及び原告■■■■■はいずれも、国籍取得届出を行いたい旨繰り返し申し出、かつ同行した弁護士により受理伺いなどの形でいったん受付を下上で不受理とする扱いの提案さえ行った。しかるにこれに対する各法務局担当者の対応は、被告が指摘する本件通達第1、4(2)にすら反し、弁護士による提案すら拒否をしているものである。

法3条1項のうち婚姻要件が違憲無効であり、認知を理由とする届出により国籍取得が認められるならば、原告■■■■■及び原告■■■■■の上記各届出書提出の行為はいずれも要件を充足した適法な届出行為であり、届出書及び証明書類の受領すら拒否した各法務局の対応は不適法なものとなる。しかるに届出書を受領しない限り（如何にそれが違法であっても）届出に係る法律関係が発生し得ないとするのは著しく不当であり、行政の恣意的な対応を放置することとなる。したがって、本件においては原告■■■■■及び原告■■■■■についてはいず

れも社会通念上国籍取得の届出と同視しうる行為があったと見るべきである。

4 結論

以上より、本件各原告についてはいずれも形式的な届出要件を充足しているものというべきである。

第2 人権諸条約における差別禁止規定違反について

1 女子差別撤廃条約について

1979年、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）が国連で採択された（わが国は1985年に批准）。

同条約9条2項では、「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える」と規定されているが、この規定は、下記の3つのことを意味したものである。

第1に、血統主義と出生地主義のいずれを採用するのかは、各国の自由とされている以上、出生地主義を採用する諸国に対して血統主義の採用を強制するものではない。しかし、血統主義を採用する諸国に対しては、子どもの国籍について、父母の間に差別を設けることを禁止している。

要するに、この規定は、血統主義を採用する諸国を主たる対象としているのである。

第2に、文言上明らかなように、夫婦間の平等のみを定めたものではない。すなわち、嫡出子の国籍だけでなく、非嫡出子の国籍も規律している。

したがって、夫婦の間から生まれた子どもの国籍のみならず、非婚の男女から生まれた子どもの国籍についても、両性の平等が実現されなければならない。

第3に、嫡出子については、父系血統主義の弊害が問題となっていたが、非嫡出子については、むしろ母の国籍だけに基づいて国籍を付与する、母系血統主義が問題となる。

そしてこの条約は、女子差別の撤廃を主たる目的としているが、だからといって、男子の差別を容認しているわけではない。その意味でも、この規定は、広く子どもの国籍の決定における男女の平等を規定したものと解される。

なお、条約9条第1項前段では、「締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関

し、女子に対して男子と平等の権利を与える」とされている。

2 自由権規約 24 条 1 項および 3 項について

1989 年の自由権規約委員会の一般的意見 17 は、次のように述べている。

「子どもに対して保証されるべき保護については、さらに第 24 条 3 項に規定された子どもの国籍取得権にも特別な注意を払うべきである。たしかに、この規定の目的は、子どもが無国籍であることを理由として、社会および国家の保護が少なくなならないようにすることであるが、国家に対して、必ずしも自国の領域内で生まれたすべての子どもに、国籍を付与する義務まで負わせたものではない。しかし、国家は、すべての子どもが出生の時に国籍を取得することを確保するために、国内法および他国との協力関係によって、あらゆる適切な措置をとることを求められている」。

自由権規約委員会は、かような一般論を展開した後、さらに次のように続けている。

「これに関連して、国内法では、国籍の取得についての差別、たとえば嫡出子と非嫡出子の差別、無国籍の親から生まれた子どもの差別、一方または双方の親の国籍にもとづく差別は許されない。子どもが国籍を取得することを確保するためにとった措置は、つねに締約国の報告書に記載されるべきである」。

この一般的意見は、次の 3 つのことを意味していると思われる。

第 1 に、自由権規約 24 条 3 項では、「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する」とされているが、無国籍を完全に防止することはできない。とくに親の本国が出生地主義を採用しており、子どもの出生地国が血統主義を採用している場合には、血統主義と出生地主義の狭間で、子どもが無国籍になることは避けがたい。なぜなら、血統主義を採用するか、出生地主義を採用するかは、各国の自由とされているからである。一般的意見の前半部分は、このことを確認しているにすぎない。

第 2 に、自由権規約 24 条 3 項は、それにもかかわらず、各国が無国籍の防止に向けて最大限の努力をすることを求めている。とくに血統主義のもとでは、親の地位による差別は、無国籍を発生しやすいので、禁止されるべきである。たとえば、父母が婚姻しているか否か、父母のうち、どちらが自国民であるか等による差別が念頭に置かれている。一般的意見の後半部分は、直接的には、この趣旨で

ある。

第3に、しかしこの一般的意見は、現実は無国籍が発生する場合だけを問題にしているわけではない。

たとえば、血統主義のもとでは、非嫡出子は、父の国籍を取得しなくても、通常、母の国籍を取得するし、また嫡出子は、仮に父の本国法によって父の国籍を取得しなくても、母の本国が父母両系血統主義を採用していれば、母の国籍を取得することになる。しかし、自由権規約24条1項は、いずれにせよ出生による差別を禁止しているから、もともと親の地位による国籍取得の差別は、この規定に違反していると解される。すなわち、規約24条1項によると、「すべての児童は、…出生によるいかなる差別もなしに、…家族、社会及び国による措置についての権利を有する」。

3 児童の権利条約2条および7条について

児童の権利条約に関しては、1981年に英国が新国籍法（British Nationality Act）を制定し、新法の施行日（1983年1月1日）以降に英国で生まれた子どもは、父または母が英国市民（a British citizen）であるか、もしくは英国に定住（settled）している場合にかぎり、英国市民になると定め（1条1項）、「父または母」とは、母については、嫡出関係であるか非嫡出関係であるかを問わないが、父については、嫡出関係に限定された（50条9項）ことにより、非嫡出子が英国市民になるためには、母が英国市民であるか、または英国定住者でなければならなくなったことが、国籍取得について非嫡出子を不当に差別しているのではないか問題となった。

児童の権利委員会は、最終所見において、次のような意見を述べている。

「差別の撤廃に関する条約2条について、本委員会は、その履行を確保するためにとられた措置が不十分であることに懸念を表明する。とりわけ、非婚の父が子どもに国籍を承継させる際に適用される制限は、条約7条および8条に違反しており、それが子どもに与えるおそれのある弊害に懸念がある」とした。

さらに、提案および勧告として、「委員会は、国籍および出入国管理に関する法令ならびに手続が、本条約の諸原則および諸規定に適合するように、再検討することを提案したい」と述べている。

児童の権利委員会における審議からは、次の3つのことが明らかとなる。

第1に、国籍取得における非嫡出子差別は、児童の権利条約2条および7条に違反している。

第2に、これに対する英国代表の反論は、英国人父の非嫡出子が一定の条件を満たせば、内務大臣の裁量によって、英国人として登録される、というものであった（英国国籍法3条）。

しかし、国家の裁量による後天的な国籍取得は、出生時における法律上当然の国籍取得とは異なる。

そして、児童の権利委員会は、かような反論が子どもの権利条約の違反を正当化するものではない、と結論づけたのである。

なお、児童の権利委員会は、英国による国籍法の適用に関する留保が児童の権利条約の基本原則と相いれないとも述べており、国籍の人権的側面を考慮するならば、国家は、自国民の範囲をまったく自由に決定できるわけではなく、不当な差別をもたらす国籍の決定は、直ちに国際法違反の疑いが生じるとした。

以上のように、国家は国籍の決定にあたり、自国が当事国となった人権諸条約を遵守する必要があるのである。

4 日本の国籍法に対する懸念表明について

1998年、自由権規約委員会は、日本政府の第4回報告書に関する最終所見において、国籍法における非嫡出子差別に対する懸念を表明し、また、児童の権利委員会は、日本政府の第2回報告書に関する最終所見において、日本人父と外国人母の非嫡出子が胎児認知を受けなければ日本国籍を取得できないことに対し、懸念を表明した。しかし、その後も、我が国は、国籍法を改正しようとはしていない。

これに対して、英国は、2002年11月7日、英国国籍法を改正し、父子関係の証明によって、英国人父と外国人母の非嫡出子も、生来的な英国国籍の取得が認定されるようになった。

5 結論

以上の通り、国籍取得における非嫡出子差別が違法であることは国際人権法の分野においても共通認識となっているのであり、日本人父による子の認知に加え両親の婚姻（すなわち嫡出性）を要件とする法3条1項は、日本が批准する女子差別撤廃条約、自由権規約、及び児童の権利条約のいずれにも違反しているので

ある。

以 上